

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和８年度第１／四半期(令和８年４月～６月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	行政処分等を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分等を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備 考
令和8年8月7日	第三明祐	引船兼押船	大協海運株式会社 (法人番号：6140001017651)	兵庫県 神戸市	令和8年5月29日	発航前の検査の未実施 及び操練の未実施等 に関する違反事実を確認 したため。	戒告 (船員法第8条、第 14条の3第2項等)	

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが１２０ポイント以上となったため。
※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）